おくやみ
ハンドブック

ご遺族のための手続きご案内



Also for the deceased

－故人のために－



この度のご親族のご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。

ご遺族におかれましては今後、遺産相続のほか年金や保険など、公的機関・民間機関を問わず様々な手続きが生じます。

本書では、ご遺族が行う主な手続きを一覧にしてまとめております。どうぞご活用ください。

※本書は小野市民の方が亡くなられた場合を想定して作成しております。
※法改正または手続機関の変更等により、記載内容が変更となる場合があります。
※本書にて全ての手続きが網羅できるわけではありません。あらかじめご了承ください。

市役所へお越しいただく前にご確認ください。

① 亡くなられた方の住民登録地ではない市区町村へ死亡届を提出した場合、住民票（除票）への死亡事項記載までに日数がかかります。（※）

② 亡くなられた方の本籍地のある市区町村へ死亡届を提出された場合でも、戸籍（除籍）への死亡事項の記載完了まで日数がかかります。また、亡くなられた方の本籍地以外で死亡届を提出した場合は、さらに日数を要します。（※）

③ 市役所以外での手続きに必要な書類の中には、市役所で発行するもの（戸籍謄本・抄本、住民票の写し、税に関する証明等）があるため、各手続先に必要書類等を確認されてから市役所へお越しいただくと、手続きが進めやすくなります。

④ 各種証明書を発行する際、本人確認を行いますので、5ページ記載の本人確認書類をご持参ください。また、窓口にお越しになられる方と亡くなられた方との関係によっては委任状が必要となる場合があります。

（※）亡くなられた方の住民票（除票）や戸籍（除籍）謄本が発行できるようになる具体的な日数については、住民票であれば住民登録地、戸籍（除籍）謄本であれば本籍地がある市区町村へお問い合わせください。

目　次

◆ ご家族が亡くなられたとき（死亡届の提出から火葬の手続き）…… 3

◆ 小野加東広域事務組合　小野加東斎場「湧水苑」について …… 4

◆ 市役所の各窓口へお持ちいただくもの …… 5

◆ 小野市役所　各フロアのご案内 …… 6

◆ 市役所で行う手続き一覧（チェックリスト）…… 7

◆ 市役所での手続き …… 9

◆ 大切な方を亡くされた方へ …… 21

◆ 委任状に関するご案内 …… 22

◆ 市役所以外での手続き …… 23

◆ 法務局からのご案内 …… 25

◆ 委任状の様式 …… 32

1．ご家族が亡くなられたとき（死亡届の提出から火葬の手続き）

ご家族が亡くなられた場合、死亡届を提出いただくとともに、ご遺体は火葬などに付していただきます。

本書では小野市役所へ死亡届を提出いただき、小野加東斎場「湧水苑」にて火葬をされる場合の手続きをご案内します。

ご逝去

↓

ご葬儀の相談

↓

死亡届の提出

↓

- 医師が記入した死亡診断書（死体検案書）を受け取り、死亡の事実を知った日から7日以内に市民課市民係にご提出ください。
- 休日（8：45～17：15）の場合は庁舎北側出入口（6ページ参照）の管理人室にて日直担当の者が受付いたします。
  ※斎場の閉場日または予約可能時間外は受付できません。
  開場日については次ページをご覧ください。

火葬の申込

↓

- 死亡届の提出と併せて、斎場に火葬の予約を市が行います。
  （斎場へ火葬の仮予約をしてくださる葬儀業者もありますので、必要に応じてご相談ください。）
- 窓口で斎場使用料および霊柩自動車使用料をお支払いいただきます。次ページを参考に**現金**をご持参ください。
- 火葬の申込完了後、**「斎場・霊柩自動車使用許可証」、「火葬許可証」**を交付します。いずれも火葬の際に必要となりますので、斎場に**必ずご持参ください。**
- 死亡届および死亡診断書については、後日、各種お手続きにて必要となる場合がありますので、コピーをとっておくことをおすすめします。

火　葬

↓

- 火葬の際は必ず予約時間までに斎場へお越しください。
- 火葬後は、火葬を終了した旨を記載した「火葬済証」を返却します。**この火葬済証は墓所の移設などでも必要となりますので、永年にわたり大切に保管してください。**

その後の手続き
7ページへ

↓

2．小野加東広域事務組合　小野加東斎場「湧水苑」について

基　本　情　報	
所　在　地	〒675-1311 兵庫県小野市万勝寺町435番地の88
連　絡　先	TEL：0794-67-0164 FAX：0794-67-1602
ホームページ	https://www.onokato.jp
開　場　日	1月1日～1月3日を除く全日（8：45～17：15）

斎場使用料（一部抜粋）　※詳しくは上記ホームページをご覧ください。

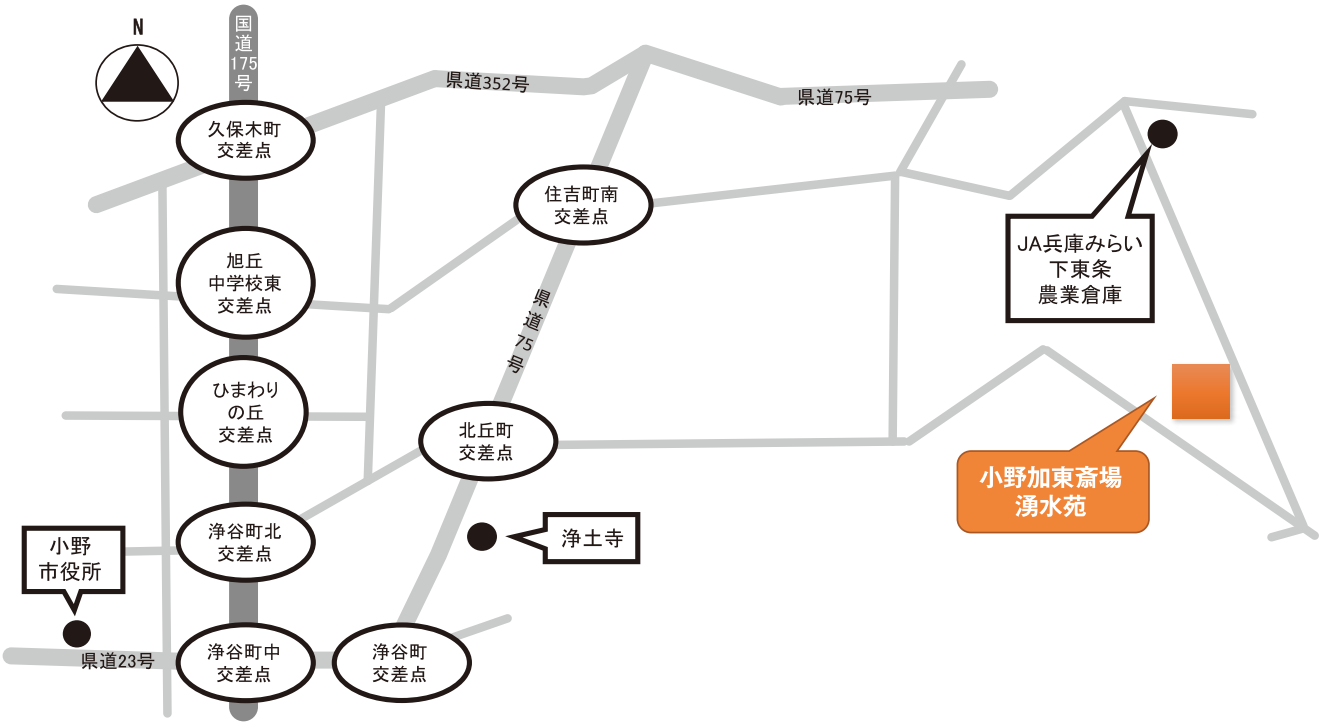
種　別	区　分	単　位	使用料
火　葬	大人（満12歳以上）	1体	20,000円
	小人（満1歳以上12歳未満）		15,000円
	乳児（満1歳未満）、死産児		8,000円

※小野市・加東市住民**以外**の方が施設を使用する場合、管外料金となり上記金額の2倍となります。なお、管内管外の判断は申請者や故人等の住民票が市内にあるか否かで区分します。

霊柩自動車使用料（一部抜粋）

・基本料金（9,000円）に加え、使用距離により加算されます。詳しくは上記ホームページをご覧ください。

湧水苑　位置図



3. 市役所の各窓口へお持ちいただくもの

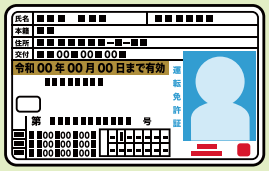
手続きに来られる方（ご遺族）のもの

☐ お越しいただく方の本人確認書類
　顔写真付きの場合は1点、顔写真のないものは2点お持ちください。

顔写真付きのもの

（例）マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など

1点



または

顔写真のないもの

（例）資格確認書、年金手帳、年金証書、児童扶養手当証明書、生活保護受給者証など

2点



＋



☐ 預貯金通帳などの口座番号確認書類（相続人代表者・喪主）など各手続きに必要な書類　※9ページ以降をご参照ください。
☐ 委任状（代理人が手続きする場合）　※22ページをご参照ください。

亡くなられた方のもの

☐ 国民健康保険、後期高齢者医療などの資格確認書及び、介護保険の被保険者証
☐ 各種受給者証、身体障害者手帳・療育手帳など
☐ 遺言書（公正証書遺言・裁判所検認済の秘密証書遺言・検認済の自筆証書遺言）
　※相続人代表者が、法定相続人ではなく遺言書によって相続人となられた場合のみ

亡くなられた方の印鑑登録証、住基カード、マイナンバーカードについて

※亡くなられた時点で使用できなくなります。

● 印鑑登録証は市に返却するか、各自で裁断して処分してください。
● マイナンバーカードの返納は任意です。
　※市以外の手続きで、亡くなられた方のマイナンバーの提示を求められる場合があります。諸手続きが済むまではマイナンバーカードは保管してください。

4. 小野市役所　各フロアのご案内



1F

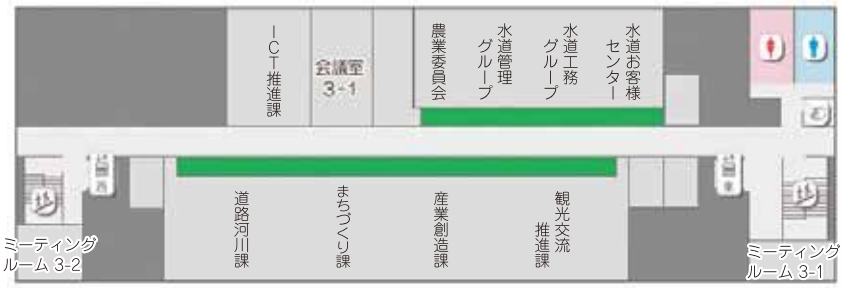
- 市民課
- 税務課
- 市民サービス課
- 選挙・監査等事務局
- 会計課

軟骨伝導イヤホン設置場所



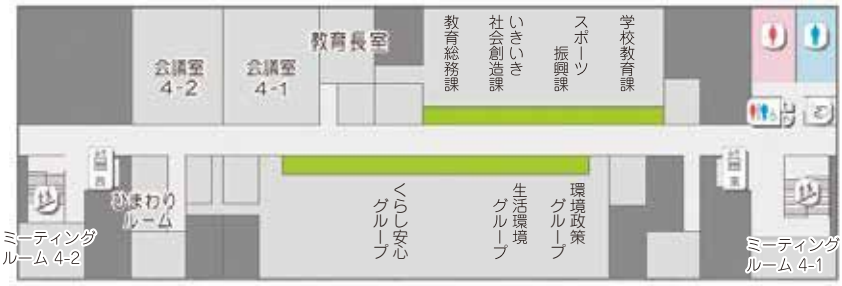
2F

- 高齢介護課
- 健康増進課
- 子育て支援課
- 社会福祉課



3F

- 観光交流推進課
- 産業創造課
- まちづくり課
- 道路河川課
- 水道部
- 農業委員会
- ICT推進課



4F

- 環境政策グループ
- 生活環境グループ
- くらし安心グループ
- 学校教育課
- スポーツ振興課
- いきいき社会創造課
- 教育総務課

5F

- 秘書課
- 総合政策部
- 総務課
- 財政課

6F

- 議会事務局

5. 市役所で行う手続き一覧（チェックリスト）

市役所で行う主な手続きを一覧にしています。亡くなられた方が手続き事由に該当される場合、もしくはその事由が生じた場合は☑を入れてご利用ください。

詳細については掲載ページをご覧ください。例：9A→9ページのA

	項　目	亡くなられた方が以下に該当する場合（またはその事由が生じた場合）	☑	掲載ページ	完了日
年金	国民年金 厚生年金	年金（遺族基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金のみ）を受給していた方（未支給年金の請求）	☐	9A	／
		国民年金に加入し、18歳未満の子どもを養育していた方（遺族基礎年金の請求）	☐	9A	／
		国民年金に加入し、3年以上保険料を納付していた方（死亡一時金の請求）	☐	10A	／
		国民年金に10年以上加入していた夫で、結婚から10年以上経っている方（寡婦年金の請求）	☐	10A	／
	農業者年金	農業者年金に加入または受給していた方	☐	11A	／
	議員年金	議員年金に加入または受給していた方	☐	11B	／
保険	国民健康保険	国民健康保険に加入中の方	☐	12A	／
	福祉医療	福祉医療を受給中の方	☐	12B	／
	後期高齢者医療	後期高齢者医療制度に加入中の方	☐	13A	／
高齢介護	介護保険	65歳以上の方または介護認定を受けていた方	☐	14A	／
	緊急通報事業	緊急通報事業を利用されていた方	☐	14B	／
	らん♡らんタクシー	らん♡らんタクシー（デマンドタクシー）を利用されていた方	☐	14C	／
税	市民税・県民税	1月2日以降に亡くなられ、前年中に所得があった方	☐	15A	／
	軽自動車税	原動機付自転車（125cc以下）や農機具等の車両（小野市ナンバー）をお持ちであった方	☐	15B	／
	納税	納税されていた方	☐	15C	／

詳細については掲載ページをご覧ください。例：16A→16ページのA

	項　目	亡くなられた方が以下に該当する場合（またはその事由が生じた場合）	☑	掲載ページ	完了日
税	固定資産	固定資産（土地、家屋、償却資産）をお持ちであった方	☐	16A	／
	共有名義の固定資産	共有名義の固定資産の共有代表であった方	☐	16B	／
	未登記家屋	未登記家屋をお持ちであった方	☐	16C	／
福祉・こども	各種障害者手帳	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちであった方	☐	17A	／
	自立支援医療	自立支援医療受給者証をお持ちであった方	☐	17B	／
	特別児童扶養手当	特別児童扶養手当の受給対象児童、または受給していた方	☐	17C	／
	各種障害に係る諸手当	特別障害者手当等、各種諸手当を受給していた方	☐	17D	／
	児童手当	児童手当の受給対象児童、または受給していた方	☐	18A	／
	児童扶養手当	児童扶養手当の受給対象児童、または受給していた方	☐	18B	／
	保育所 認定こども園 学童保育	保育所、認定こども園または学童保育を利用していた児童、またはその同居のご家族の方	☐	18C	／
住まい	市営住宅	市営住宅の名義人、またはその同居人であった方	☐	19A	／
	上下水道	水道名義人であった方	☐	19B	／
	し尿	し尿（くみ取り）処理の申込者であった方	☐	19C	／
その他	犬	犬を飼育されていた方	☐	20A	／
	農地	亡くなられた方から農地を相続された方	☐	20B	／

6. 市役所での手続き

年　金

ご注意
年金の各種手続きは、亡くなられた方やご遺族の状況により、支給の可否や請求できる方が異なります。

A　国民年金に加入または受給していた方

未支給年金の請求
年金を受けている方が亡くなられたときに、未支給の年金を請求する手続きです。

※厚生年金等を受給していた場合は書類のご案内のみさせていただきます。

手続可能な人
生計を同じくしていた3親等以内の遺族
①配偶者　②子　③父母　④孫　⑤祖父母
⑥兄弟姉妹　⑦その他3親等内の親族

期限　すみやかに（時効5年）

持ち物
□年金手帳、年金証書、基礎年金番号通知書（亡くなられた方のもの）
□戸籍謄本等（亡くなられた方と請求者の関係がわかるもの）
□請求する方の金融機関の通帳
□請求する方のマイナンバーカードまたは通知カード（住所等に変更がないもの）
□本人確認書類

※上記以外の書類が必要な場合があります。詳しくは担当課までご相談ください。

遺族基礎年金の請求
国民年金被保険者であった方が亡くなられたとき、その方によって生計維持されていた遺族が受け取ることができます。

手続可能な人
生計を維持されていた遺族
① 子のある配偶者
② 子

※死亡当時、18歳になった年度の3月31日までの間にある子

期限　すみやかに（時効5年）

持ち物
□年金手帳、基礎年金番号通知書（亡くなられた方のもの）
□戸籍謄本等（亡くなられた方と請求者の関係がわかるもの）
□死亡診断書の写し
□請求する方の金融機関の通帳（配偶者と子）
□本人確認書類

※上記以外の書類が必要な場合があります。詳しくは担当課までご相談ください。

問合せ先　市民課　年金担当（庁舎1階）0794-63-1016
明石年金事務所　078-912-4983
加古川年金事務所　079-427-4740
※年金事務所への相談は事前予約をお願いします。

年　金

ご注意
年金の各種手続きは、亡くなられた方やご遺族の状況により、支給の可否や請求できる方が異なります。

A　国民年金に加入または受給していた方

死亡一時金の請求
国民年金の保険料を3年以上納めた方が、他の年金を受け取ることなく亡くなられたとき、その方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。

手続可能な人
生計を同じくしていた3親等以内の遺族
①配偶者　②子　③父母　④孫
⑤祖父母　⑥兄弟姉妹

期限　すみやかに（時効2年）

持ち物
□年金手帳、基礎年金番号通知書（亡くなられた方のもの）
□戸籍謄本等（亡くなられた方と請求者の関係がわかるもの）
□請求する方の金融機関の通帳
□請求する方のマイナンバーカードまたは通知カード（住所等に変更がないもの）
□本人確認書類

※上記以外の書類が必要な場合があります。詳しくは担当課までご相談ください。

寡婦年金の請求
国民年金の保険料を納めていた期間が10年以上ある夫が老齢基礎年金・障害基礎年金を受け取ることなく亡くなられたときに、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計維持されていた妻が60歳から65歳までの間、受け取ることができます。

手続可能な人
10年以上継続して婚姻関係にあった妻

期限　すみやかに
（妻が65歳を過ぎると請求できません）

持ち物
□年金手帳、基礎年金番号通知書（亡くなられた方のもの）
□戸籍謄本等（亡くなられた方と請求者の関係がわかるもの）
□請求する方の金融機関の通帳
□請求する方のマイナンバーカードまたは通知カード（住所等に変更がないもの）
□本人確認書類

※上記以外の書類が必要な場合があります。詳しくは担当課までご相談ください。

問合せ先　市民課　年金担当（庁舎1階）0794-63-1016
明石年金事務所　078-912-4983
加古川年金事務所　079-427-4740
※年金事務所への相談は事前予約をお願いします。

年　金

A　農業者年金に加入、または受給していた方

死亡届の提出
未支給年金及び死亡一時金の請求手続き

手続可能な人
生計を同じくしていた3親等以内の遺族
（届出の順位は
配偶者、子、父母、孫、祖父母、
兄弟姉妹、3親等以内の遺族　の順）

期限　死亡から10日以内

持ち物
- □農業年金証書
- □死亡日が記載された戸籍（除籍）謄本、または住民票（除票）
- □請求者となる方の預貯金通帳
- □（未支給や一時金のある方）亡くなられた方と請求者となる方の続柄が確認できる戸籍謄本など

※上記以外の書類が必要な場合があります。詳しくは担当課までご相談ください。

問合せ先　農業委員会（庁舎3階）0794-63-2266

B　議員年金を受給、または遺族年金を受給していた方

受給権消滅届の提出
未支給年金及び遺族年金の請求手続き

手続可能な人
生計を同じくしていた3親等以内の遺族

期限　すみやかに（時効あり）

持ち物
- □年金証書（市議会議員共済会が交付）
- □受給者の死亡年月日が記載されている除籍謄本（全部事項証明）又は、法定相続情報一覧図の写し（いずれも複写不可）
- □請求者となる方の認印
- □請求者となる方の預貯金通帳

※上記以外の書類が必要な場合があります。詳しくは担当課までご相談ください。

問合せ先　議会事務局（庁舎6階）0794-63-1006

保　険

A　国民健康保険に加入中の方

資格確認書、各種認定証等の返還
各種証の差し替え

手続可能な人　世帯主、同一世帯の方

期限　14日以内

持ち物　□国民健康保険資格確認書（世帯主が亡くなられた場合は世帯全員分の証）
□各種受給者証、各種認定証（お持ちの方）

※マイナ保険証の利用により、資格確認書、各種認定証等が発行されていない場合は返還や差し替えは不要です。
※上記以外の書類が必要な場合があります。担当課までご相談ください。

葬祭費の支給申請手続き

手続可能な人　喪主の方

期限　葬祭日の翌日から2年以内

持ち物　□会葬礼状等（故人、喪主、葬祭日が確認できるもの）
□喪主の方の預貯金通帳等（口座が確認できるもの）

※上記以外の書類が必要な場合があります。担当課までご相談ください。

高額療養費の振込口座変更

手続可能な人　世帯主、相続人代表者

期限　診療を受けた月の翌月の初日から2年以内

持ち物　□世帯主または相続人代表者の方の預貯金通帳等（口座が確認できるもの）

※上記以外の書類が必要な場合があります。担当課までご相談ください。

問合せ先　市民課　国民健康保険係（庁舎1階）0794-63-1469

B　福祉医療を受給中の方

福祉医療費受給者証（乳幼児・こども・重度障害・高齢重度障害・母子家庭等・高齢期移行）の返還

手続可能な人　相続人、同一世帯の方

期限　すみやかに

持ち物　□各種医療費助成受給者証
□相続人代表者の方の預貯金通帳

※上記以外の書類が必要な場合があります。担当課までご相談ください。

問合せ先　市民課　福祉高齢医療係（庁舎1階）0794-63-1469

保　険

A　後期高齢者医療制度に加入中の方

資格確認書、受療証の返還

手続可能な人　親族

期限　すみやかに

持ち物
- □後期高齢者医療資格確認書（お持ちの方）
- □特定疾病療養受療証（お持ちの方）

※上記以外の書類が必要な場合があります。担当課までご相談ください。

葬祭費の支給申請手続き

手続可能な人　喪主の方

期限　葬祭日から２年以内

持ち物
- □会葬礼状等（故人、喪主、葬祭日が確認できるもの）
- □喪主の方の預貯金通帳

※上記以外の書類が必要な場合があります。担当課までご相談ください。

小野市公式LINEから
申請ができます

高額療養費の振込口座変更

手続可能な人　相続人代表者

期限　２年以内

持ち物
- □相続人代表者の方の預貯金通帳
- □相続人代表者の本人確認書類
- □亡くなられた方と相続人代表者の続柄がわかる戸籍謄本等の写し（別世帯の場合のみ）

※上記以外の書類が必要な場合があります。担当課までご相談ください。

問合せ先　市民課　福祉高齢医療係（庁舎１階）0794-63-1469

高齢介護

A　65歳以上の方、または介護認定を受けていた方

介護保険被保険者証等の返還
相続人代表届の提出

手続可能な人　親族

期限　すみやかに

持ち物
□介護保険被保険者証
□負担割合証、負担限度額認定証（お持ちの方）
□念書（高額介護サービス費の支給がある方）
□認印（念書を記入する必要がある方のみ）

※各種被保険者証等は、市民課の各窓口でもお預かりします。

問合せ先　高齢介護課　介護保険係（庁舎2階）0794-63-1509

B　緊急通報事業を利用されていた方

届出事項変更届の提出
装置を撤去する際の立会人と、その方の連絡先の確認

手続可能な人　親族

期限　すみやかに

持ち物　なし

※緊急通報装置撤去の日程調整は、改めて市の委託事業者から立会人の方へご連絡いたします。

問合せ先　高齢介護課　長寿社会係（庁舎2階）0794-63-1060

C　らん♡らんタクシー（デマンドタクシー）を利用されていた方

利用登録者証の返還

手続可能な人　親族

期限　すみやかに

持ち物　□デマンドタクシー利用登録者証

問合せ先　高齢介護課　長寿社会係（庁舎2階）0794-63-1060

税

A　市民税・県民税　※1月2日以降に亡くなられ、前年中に所得があった方

相続人代表者指定届

手続可能な人　相続人

期限　すみやかに

持ち物
□相続人代表者となる方の身分証の写し
□相続関係が確認できる戸籍謄本等（亡くなられた方と別世帯の場合）

※市民税・県民税の賦課期日は1月1日のため、前年中の収入等によっては、翌年度、市民税・県民税がかかる場合があります。このため、納税通知書等を受領する「相続人代表者」の設定が必要です。

問合せ先　税務課　市民税係（庁舎1階）0794-63-1009

B　原動機付自転車（125cc以下）や農機具等をお持ちであった方

名義変更手続き
廃車手続き

※原動機付自転車（125cc以下）や農機具等の車両（小野市ナンバー）をお持ちの方

手続可能な人　相続人

期限　名義変更　15日以内
廃　車　30日以内

持ち物
□車両のナンバープレート、標識交付証明書
□届出人の本人確認書類
□相続関係が確認できる戸籍謄本等（亡くなられた方と別世帯の場合）

問合せ先　税務課　市民税係（庁舎1階）0794-63-1009

C　納税されていた方

今後の納税に関する各種相談

※納税通知書の送付先や、振替口座の変更手続き等

手続可能な人　相続人

期限　すみやかに

持ち物
□亡くなられた方の納税通知書や領収書
□振替を希望する金融機関のキャッシュカード（口座振替希望の場合）
□相続関係が確認できる戸籍謄本等（亡くなられた方と別世帯の場合）

問合せ先　税務課　収税係（庁舎1階）0794-70-8777

税

A　固定資産（土地、家屋、償却資産）をお持ちであった方

相続人代表者を指定する、または現所有者の申告をする手続き	手続可能な人　相続人
	期限　10か月以内

持ち物
- □相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書
  （申告書には相続人全員の署名が必要です）
- □相続関係が確認できる戸籍謄本等（亡くなられた方と別世帯の場合）
- □相続放棄申述受理通知書の写し（相続放棄をされている方がいる場合）
- □遺産分割協議書や公正証書の写し（作成している場合）

問合せ先　税務課　資産税係（庁舎1階）0794-63-1689

B　共有名義の固定資産の共有代表であった方

納税義務者の代表者を変更する手続き	手続可能な人　新たに代表者となる方
	期限　決定後すみやかに

持ち物
- □固定資産税納税義務者（共有）の代表者設定（変更）届
  （届出書には共有者全員の署名・押印が必要です）
- □新たに代表者となる方のマイナンバーがわかるもの
- □認印

問合せ先　税務課　資産税係（庁舎1階）0794-63-1689

C　未登記家屋をお持ちであった方

未登記家屋にかかる家屋補充課税台帳の所有者を変更する手続き	手続可能な人　新たに所有者となる方
	期限　決定後すみやかに

持ち物
- □新たに所有者となる方のマイナンバーがわかるもの
- □認印
- □相続関係が確認できる戸籍謄本等
- □相続放棄申述受理通知書の写し（相続放棄をされている方がいる場合）
- □遺産分割協議書や公正証書の写し（作成している場合）等、相続人全員で協議したことがわかる書類

問合せ先　税務課　資産税係（庁舎1階）0794-63-1689

福　祉

A　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちであった方

各種手帳の返還届の提出	**手続可能な人**　親族等
	期限　すみやかに
持ち物　□各種手帳	
問合せ先　社会福祉課　障がい福祉係（庁舎2階）0794-63-1011	

B　自立支援医療受給者証をお持ちであった方

自立支援医療受給者証の返還届の提出	**手続可能な人**　親族等
	期限　すみやかに
持ち物　□自立支援医療受給者証	
問合せ先　社会福祉課　障がい福祉係（庁舎2階）0794-63-1011	

C　特別児童扶養手当の受給対象児童または受給していた方

資格喪失届、受給者死亡届等の提出 **未支払い手当請求書の提出**	**手続可能な人**　手当の受給者、親族等
	期限　すみやかに
持ち物　□振込先の通帳の写し（受給者が亡くなり未払い手当等が生じる場合）	
問合せ先　社会福祉課　障がい福祉係（庁舎2階）0794-63-1011	

D　特別障害者手当等の各種諸手当を受給していた方

死亡届の提出 **未支払い手当請求書の提出**	**手続可能な人**　親族等
	期限　すみやかに
持ち物　□相続される方名義の預貯金通帳 □認印	
問合せ先　社会福祉課　障がい福祉係（庁舎2階）0794-63-1011	

福　祉

A　児童手当の受給対象児童または受給していた方

受給事由消滅届等の提出 **未支払請求書の提出**	**手続可能な人**　新たに手当を受給する方
	期限　すみやかに

持ち物　□18歳到達後最初の3月31日までの児童のうち、年長者の口座情報がわかるもの
□変更後の受給者の口座情報がわかるもの

※受給対象児童が亡くなられた場合は、必要書類はありません。

※上記以外の書類が必要な場合があります。担当課までご相談ください。

問合せ先　子育て支援課　児童福祉・少子化対策係（庁舎2階）0794-63-1645

B　児童扶養手当の受給対象児童または受給していた方

資格喪失届、受給者死亡届等の提出 **未支払い手当請求書の提出**	**手続可能な人**　新たに手当を受給する方
	期限　すみやかに

持ち物　□児童扶養手当証書

※上記以外の書類が必要な場合があります。担当課までご相談ください。

問合せ先　子育て支援課　児童福祉・少子化対策係（庁舎2階）0794-63-1645

C　保育所、認定こども園または学童保育を利用していた児童、またはその同居家族の方

申請内容変更届の提出	**手続可能な人**　利用児童の保護者
	期限　すみやかに

持ち物　なし

問合せ先　子育て支援課　保育係（庁舎2階）0794-63-1645

住まい

A　市営住宅の名義人、またはその同居人であった方

市営住宅名義人の変更手続き **退去申請手続き** **同居者異動届の提出**	**手続可能な人**　相続人、同一世帯の方 連帯保証人
	期限　すみやかに

持ち物　□死亡届の写し等

※上記以外の書類が必要な場合があります。担当課までご相談ください。

※市営住宅を退去されるときは、退去立会が必要です。

問合せ先　まちづくり課　住まいづくり推進係（庁舎3階）0794-63-1271

B　上下水道の名義人であった方

名義人の変更手続き **水道の閉栓手続き**	**手続可能な人**　親族
	期限　すみやかに

持ち物　□届出者の本人確認書類
□認印
□振替を希望する金融機関のキャッシュカード（口座振替手続きのため）

※上記以外の書類が必要な場合があります。詳しくは担当までご相談ください。

問合せ先　水道部　お客様センター（庁舎3階）0794-63-1012

C　し尿（くみ取り）処理の申込者であった方

変更申込書の提出 **定期収集の中止申出**	**手続可能な人**　同居の方等
	期限　すみやかに

持ち物　特になし

※継続して口座振替を希望される場合は、金融機関で「小野市し尿汲取手数料口座振替依頼書」に口座情報の記入及び通帳印の押印をしていただく必要があります。

問合せ先　市民安全部　生活環境グループ（庁舎4階）0794-63-1686

その他

A　犬を飼育されていた方

犬の登録事項変更届の提出	**手続可能な人**　犬の（新）飼い主
	期限　すみやかに
持ち物　犬の登録内容がわかるもの （鑑札、紛失された場合は犬の登録関係ハガキ「狂犬病予防注射通知票」）	
問合せ先　市民安全部　生活環境グループ（庁舎4階）0794-63-1686	

B　亡くなられた方から農地を相続された方

農地を相続した場合の届出 （農地法第3条の3第1項の規定による届出）	**手続可能な人**　相続人等
	期限　10か月以内
持ち物　※法務局での相続登記完了後に届出が必要です。 □相続した農地の明細がわかるもの（登記完了証など）	
問合せ先　農業委員会（庁舎3階）0794-63-2266	

7. 大切な方を亡くされた方へ

大切な方を亡くされた悲しみはとても大きく、これまで通りの生活を送ることが難しく感じられる方や、おひとりで抱えこんでしまう方もおられます。
誰かに話すことで、気持ちに変化が生まれるかもしれません。
一度相談してみませんか。

【相談窓口一覧】（令和7年8月時点）　※相談はいずれも無料

担当課（電話番号）	日　　時
健康増進課 電話：０７９４-６３-３９７７ ※保健師が対応	月～金曜日 ９：００ ～ １７：００（祝日、年末年始除く）

相談窓口名称	開設時間 （祝日・年末年始を除く）	内　容	電話番号
兵庫県いのちと心のサポートダイヤル	月曜～金曜 18:00～翌8:30 土・日・祝日：24時間	死にたくなるほど つらい時、困った時	電話： 078-382-3566

遺族支援の会

名　　称	連　絡　先	相談方法等
兵庫・生と死を考える会遺族会	電話：078-805-5306 （電話対応は火・金10:00～12:00） メール：hyogoseitoshi@outlook.com	https//seitoshi-hyogo.org 参加方法について等の詳細については、上記ホームページでご確認ください。

8. 委任状に関するご案内

各種手続きを代理の方がされる場合は、委任状が必要となります。

※手続き内容によって、代理人が手続きできないことがあります。手続きされる担当課までご相談ください。

➢ 様式について

任意の様式で結構です。代理人（窓口に来られる方）と委任者および委任事項をご記入ください。

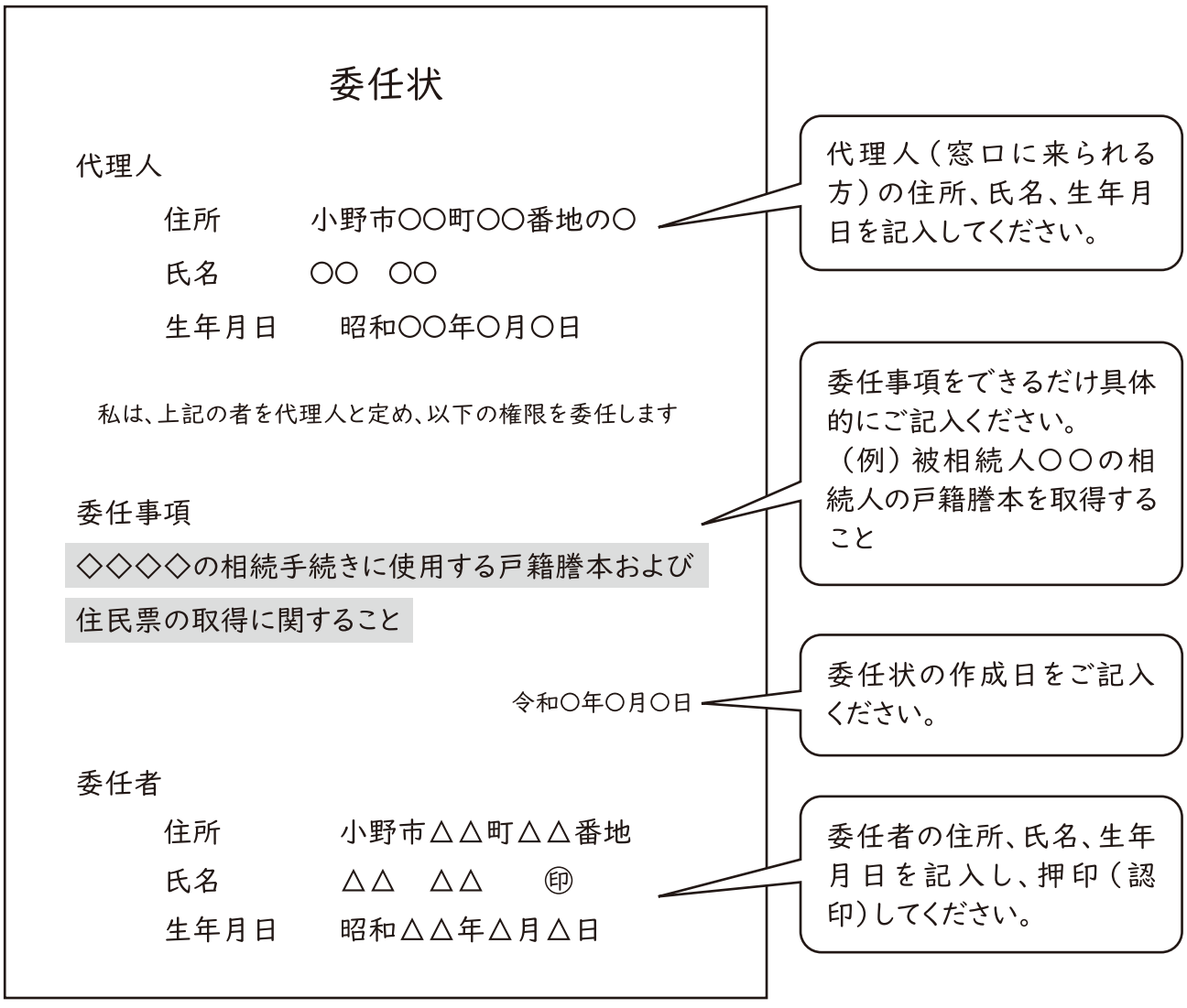
※すべて委任者が記入してください。

➢ 本人確認について

窓口に来られる方の本人確認を行いますので、代理人は委任状と本人確認書類（運転免許証等）をお持ちください。

記　入　例

※委任状様式は、32ページにありますのでご活用ください。



9. 市役所以外での手続き

あくまで参考ですので、必ず各手続先へお問い合わせください。

	手続内容	お問合せ先
企業年金	未支給年金の請求など	企業年金連合会 ☎0570-02-2666
共済年金	未支給年金の請求など	各共済組合
恩給	未支給金や過払金等の手続き	総務省恩給相談窓口 ☎03-5273-1400
国税	相続税や所得税等の申告手続き	社税務署 ☎0795-42-0223
不動産登記	土地や家屋等の所有権移転登記 ※25ページを参照ください。	神戸地方法務局 社　支　局 ☎0795-42-0201
遺言書	遺言書の検認および開封	神戸家庭裁判所 社　支　部 ☎0795-42-0123
相続放棄	相続放棄の申立 ※相続開始があったことを知った日から3か月以内に、被相続人の住所地の家庭裁判所へ申し立てる必要があります。	
普通自動車	自動車税に関すること	北播磨県民局 加東県税事務所 自動車税課 ☎0795-42-9331
	名義変更や廃車手続き ※毎年4月1日時点の所有者（使用者）に課税されます。名義変更や廃車等は早めに手続きをお願いします。	神戸運輸監理部 兵庫陸運部 ☎050-5540-2066
軽四輪 二輪 （125cc超）	名義変更や廃車手続き ※毎年4月1日時点の所有者（使用者）に課税されます。名義変更や廃車等は早めに手続きをお願いします。	【軽四輪】 軽自動車検査協会 兵庫事務所 ☎050-3816-1847 【二輪】 神戸運輸監理部 兵庫陸運部 ☎050-5540-2066

	手続内容	お問合せ先
生命保険等	各種保険金の請求や入院等に係る各種給付金の請求	加入していた保険会社
損害保険等	各種保険金の請求や保険名義変更、解約	加入していた保険会社
預貯金口座等	預貯金の相続手続き	各金融機関
株式等	株式の相続や名義変更	各証券会社
国債	記名変更や償還金の受領手続き	償還金支払場（国債裏面に記載）または証券保管証書記載の郵便局
クレジットカード	カード解約に関すること	各契約会社
固定電話 携帯電話	名義変更または解約に関すること	各契約会社
インターネット	名義変更または解約に関すること	各契約会社
ＮＨＫ受信料	名義変更または解約に関すること	ＮＨＫふれあいセンター フリーダイヤル ☎0120-151515
電気・ガス等	名義変更または解約に関すること	各契約会社
運転免許証	返納手続き ※警察署または最寄りの運転免許更新センターで手続きを行ってください。	小野警察署 ☎0794-64-0110
パスポート	返納手続き ※兵庫県旅券事務所で手続きを行ってください。	兵庫県旅券事務所 【本所（神戸）】 ☎078-222-8700 【尼崎出張所】 ☎06-6428-7600 【姫路出張所】 ☎079-224-3410 【但馬空港窓口】 ☎0796-26-1511

不動産を相続したら
かならず相続登記!

令和6年4月1日から義務化されました



Point 1

相続したことを知った日から
3年以内に登記!

※正当な理由なく義務に違反した場合、
10万円以下の過料が科される可能性があります。

Point 2

義務化前の相続も対象!

※義務化前に相続したことを知った不動産は、
令和９年３月末までに登記する必要があります。



お問い合わせ先
神戸地方法務局　社支局
〒673-1431　加東市社539番地2
電話：0795-42-0201

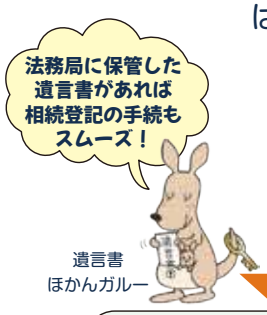
法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

不動産を相続した場合の対応方法

- 不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続は、不動産の所在地の**法務局（登記所）に申請**して行います
- ケースにより必要な登記や書類は異なります

遺言書がある

はい



自筆証書遺言書保管制度

遺言の内容に基づく所有権移転登記
※ 遺言により不動産を取得したことを知った日から３年以内

いいえ

遺産分割による話合いがまとまった

はい

遺産分割の結果に基づく相続登記
※ 不動産の相続を知った日から３年以内

いいえ

早期に遺産分割することが困難

相続人申告登記
- 義務を簡易に履行できる仕組みです
- 相続した不動産を売却するような場合には、別途、相続登記が必要です

※ 不動産の相続を知った日から３年以内

＋

（相続人申告登記後に遺産分割がまとまった場合）
遺産分割の結果に基づく相続登記
※ 遺産分割の日から３年以内

※ このフロー図は、不動産の相続に関する典型的なケースにおいて、通常想定される対応を示したものです
※ 相続した建物の登記がない場合には、相続登記をする前に、建物の登記（表題登記）をする義務があります

今なら、**相続登記**について**登録免許税が免除**される場合があります
（詳しくは、法務局ホームページをご覧ください）



相続登記について知りたいときは



- 法務局ホームページでは、必要な準備や申請書の記載方法等をまとめた「登記申請手続のご案内」（登記手続ハンドブック）を提供しています

- 全国の法務局では、**手続案内（予約制）**を行っています

（各法務局の案内についてはこちらから）

（ウェブ登記手続案内についてはこちらから）

- **専門家（弁護士、司法書士、土地家屋調査士）に相談**したい場合は、こちら

日本弁護士連合会のホームページ（法律相談のご案内）

日本司法書士会連合会のホームページ（登記手続のご案内）

日本土地家屋調査士会連合会のホームページ（表示に関する登記のご案内）

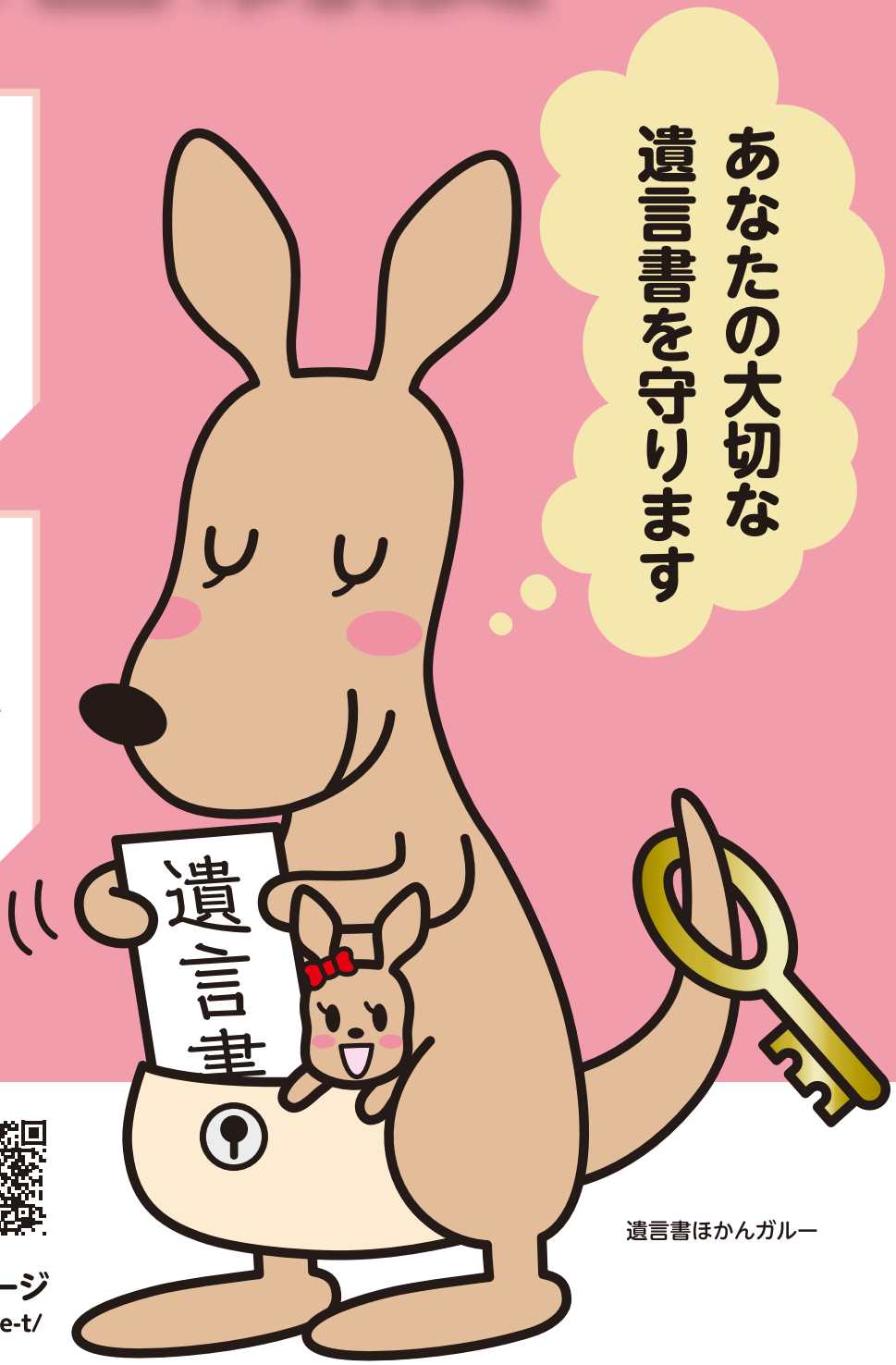
預けて安心！

自筆証書遺言書保管制度

全国の
法務局※で
ご利用いただけます。

※本局・支局等合計312か所

遺言書の
保管の申請には
3,900円が
かかります。



遺言書ほかんガルー

**手続には
予約が必要です**

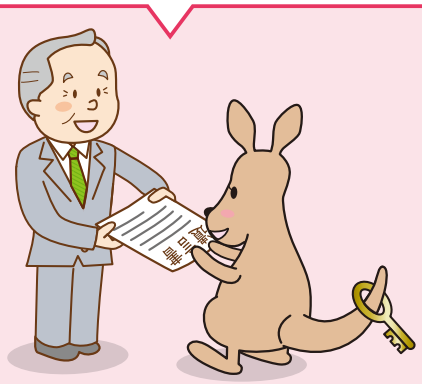
法務局手続案内予約サービス専用ページ
https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/

法務省民事局

（詳しくは法務省のホームページへ）
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

遺言者の手続

遺言書の保管の申請



- 手続には必ず遺言者本人が法務局にお越しください。
- 自筆証書遺言の方式について外形的な確認を行います。
- 遺言の内容についての相談はお受けできません。
- 遺言者は預けた遺言書の閲覧や保管の申請の撤回をすることができます。
- 亡くなられた後に通知したい方を指定することができます。

保管の申請に必要なもの

- 自筆証書遺言に係る遺言書
- 申請書※
- 添付書類（本籍の記載のある住民票等）
- 本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）
- 手数料（収入印紙）



※申請書の様式は、以下のホームページからダウンロードできます。
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html
また、法務局の窓口にも備え付けています。

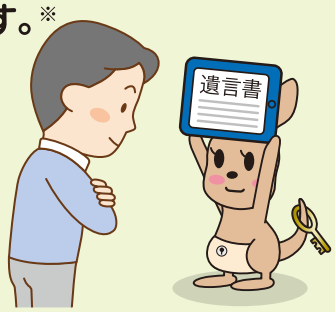
令和5年10月から
通知先を3名までに拡大



遺言者が亡くなられた後の手続

- 相続人等は、遺言書の内容の証明書（遺言書情報証明書）の請求や遺言書の閲覧をすることができます。※

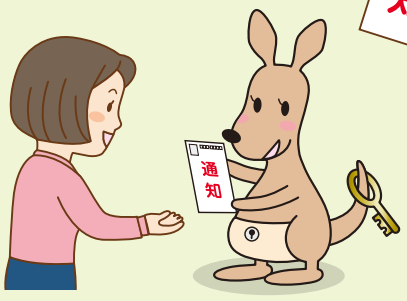




※相続人等が遺言書情報証明書の交付を受けた場合や、遺言書を閲覧した場合に、他の相続人等に通知します。

- あらかじめ指定された方に対し、法務局から、遺言書が保管されていることを通知します。





検認不要　法務局において保管されている遺言書については、家庭裁判所での検認が不要となります。

- 保管した遺言書があれば、スムーズに相続登記の申請ができます。

※令和6年4月1日から、相続登記が義務化されました。

お問い合わせ先
神戸地方法務局　社支局
〒673-1431　加東市社539番地2
電話：0795-42-0201

「遠くに住んでいて利用する予定がない」
「周りの土地に迷惑がかかるから管理が必要だけど、負担が大きい」
そんな相続した土地の管理にお困りの方へ

令和５年４月２７日から
相続土地国庫帰属制度が
全国の法務局で始まります！

＜相続土地国庫帰属制度のポイント＞

○相続等により取得した土地について、
所有者からの申請により、所有権を国に移転することができるようになります。

○申請先は、土地の所在地を管轄する法務局・地方法務局の本局となります。

○帰属させることができる土地については、建物がないことなど、法令で定める要件を満たす必要があります。

○本制度の活用には、負担金の納付などの一定の費用負担が必要です。



新制度について
詳しくは、以下の
二次元コードか
「法務省　国庫帰属」
で検索！

お問い合わせ先
神戸地方法務局　相続土地国庫帰属審査室
〒650-0042　神戸市中央区波止場町１番１号
電話：078-392-1837

法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU
令和５年２月



Q だれでも申請できるの？

A 相続や遺贈によって土地の所有権を取得した相続人が申請できます。また、制度が始まる前に相続した土地についても、申請ができます。他方で、売買や贈与などにより自らの意思で土地を取得した方や会社（法人）は、単独では申請ができません。

複数の人で所有している土地（共有地）である場合には、相続や遺贈によって土地を取得した相続人を含めた所有者（共有者）全員で申請する必要があります。



Q どんな土地でも引き取ってくれるの？

A 通常の管理又は処分をするために、過分の費用や労力が必要となる次のような土地は、対象外となります。

＜国庫帰属が認められない土地の主な例＞

- 建物、工作物、車両等がある土地
- 危険な崖がある土地
- 債務の担保になっている土地（抵当権など）
- 土壌汚染や埋設物がある土地
- 境界（所有権の範囲）が明らかでない土地
- 通路など他人による使用が予定されている土地

これらの土地に当てはまるかどうかについて、申請後、法務局職員による書面調査や実地調査が行われます。
（土地の要件については、法務省HPに詳しく掲載しています。）



Q 手続にはどれくらい費用がかかるの？

A 申請時に審査手数料を納付していただくほか、国庫への帰属について承認を受けた場合は、10年分の管理費用の額に相当する負担金を納付していただく必要があります。

※ 負担金は、20万円が基本となりますが、土地の種目や土地が所在する地域に応じて面積単位で算定する場合もあります。
負担金については、法務省HPに詳しく掲載しています。

あなたの相続手続を応援します！

法定相続情報証明制度

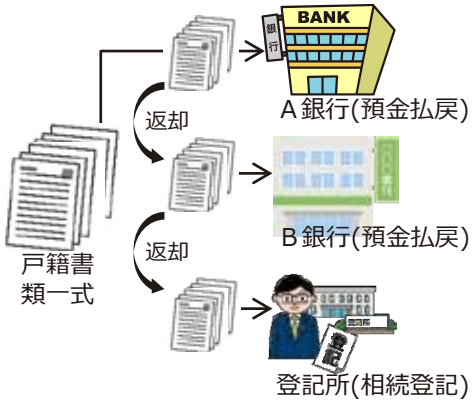


相続登記の申請（令和６年４月１日から義務化）をはじめとする各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」。この制度を利用することで、各種相続手続で戸除籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※）。

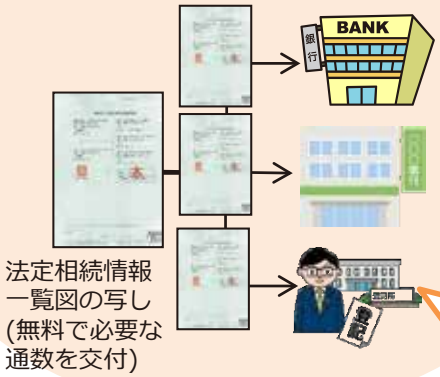
※ 相続手続又は年金等手続で必要となる書類は、各機関で異なります。一覧図の写し以外で必要となる書類は提出先となる各機関におたずねください。

制度の概要

●本制度を利用しない場合



●本制度を利用した場合



ポイント！

相続手続がいくつもある場合にお勧めです。手続が同時に進められ、時間短縮につながります。

さらに！

令和６年４月１日から、法務局で行う不動産登記の申請等手続では、申請書に法定相続情報番号を記載することで、一覧図の写しの添付を省略できます！

手続の流れ

～法定相続情報証明制度の手続の３ＳＴＥＰ！～

ＳＴＥＰ１
必要書類の収集

⇨

ＳＴＥＰ２
法定相続情報一覧図の作成

⇨

ＳＴＥＰ３
申出書の記入・登記所へ申出



法定相続情報一覧図の写しの交付

戸除籍謄本等の束の代わりとして各種相続手続へお使いください。

令和６年４月１日から申請義務化！
不動産の相続登記をお忘れなく！
次の世代へのつとめです

お問い合わせ先
神戸地方法務局　社支局
〒673-1431　加東市社539番地2
電話：0795-42-0201

法定相続情報証明制度の詳しい手続は、法務局ホームページ でもご覧いただけます。

法務省 MINISTRY OF JUSTICE

（令和８年３月１日改訂）

委任状の様式

委 任 状

代理人

住所

氏名

生年月日

私は、上記の者を代理人と定め、以下の権限を委任します。

委任事項

年　　月　　日

委任者

住所

氏名　　㊞

生年月日

（切り取ってお使いいただけます）

小野市　市民福祉部　市民課
兵庫県小野市中島町５３１番地
代表電話番号：０７９４－６３－１０００

R8.11 改訂